

平成27年度吉野町認定こども園等保育料一覧表(案)

平成26年10月15日現在

世帯の階層区分		保育料 (月額)	世帯の階層区分		保育料 (月額)					
		1号認定 (私立)			1号認定 (公立)	2号認定 (公立・私立)		3号認定 (公立・私立)		
階層 区分	定義	3歳以上児	階層 区分	定義	3歳以上児	3歳以上児 (短)	3歳以上児 (標準)	3歳未満児 (短)	3歳未満児 (標準)	
第1	生活保護世帯	0円 《0円》	第1	生活保護世帯	0円 (0円)	0円 (0円) 《0円》	0円 (0円) 《0円》	0円 (0円) 《0円》	0円 (0円) 《0円》	
第2	市町村民税 非課税世帯	9,100円 《9,100円》	第2	市町村民税 非課税世帯	1,700円 (3,300円)	1,900円 (2,000円) 《6,000円》	2,100円 (2,000円) 《6,000円》	2,800円 (3,000円) 《9,000円》	3,100円 (3,000円) 《9,000円》	
第3	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円 《16,100円》	第3	市町村民税 所得割課税世 帯	所得割課税額 48,600円未満	5,600円 (3,300円)	6,600円 (7,000円) 《16,300円》	7,300円 (7,000円) 《16,500円》	9,500円 (10,000円) 《19,300円》	10,500円 (10,000円) 《19,500円》
第4	市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円 《20,500円》	第4		所得割課税額 97,000円未満	7,300円 (5,000円)	16,600円 (17,500円) 《26,600円》	18,300円 (17,500円) 《27,000円》	19,000円 (20,000円) 《29,600円》	20,900円 (20,000円) 《30,000円》
第5	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円 《25,700円》	第5		所得割課税額 169,000円未満	7,300円 (5,000円)	26,900円 (28,400円) 《40,900円》	29,600円 (28,400円) 《41,500円》	35,100円 (37,000円) 《43,900円》	38,600円 (37,000円) 《44,500円》
			第6		所得割課税額 301,000円未満	7,300円 (5,000円)	26,900円 (28,400円) 《57,100円》	29,600円 (28,400円) 《58,000円》	46,500円 (49,000円) 《60,100円》	51,200円 (49,000円) 《61,000円》
			第7		所得割課税額 397,000円未満	7,300円 (5,000円)	26,900円 (28,400円) 《75,800円》	29,600円 (28,400円) 《77,000円》	49,400円 (52,000円) 《78,800円》	54,300円 (52,000円) 《80,000円》
			第8	所得割課税額 397,000円以上	7,300円 (5,000円)	26,900円 (28,400円) 《99,400円》	29,600円 (28,400円) 《101,000円》	57,000円 (60,000円) 《102,400円》	62,700円 (60,000円) 《104,000円》	

上段太字 H27年度(案)
 () H26年度吉野町保育料
 《 》 H27年度国基準保育料

※1号認定(公立施設)について国基準の定めは無し

【平成26年度給食費】
 わかば幼稚園・・・3,900円(月)
 吉野幼稚園・・・3,700円(月)

【主食費】
 吉野保育所・・・1,300円(月)

1号認定
 2号認定
 3号認定

